平成２４年（フ）第５０号
福岡県飯塚市大分950番地
債務者　谷口由美子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第５１号
福岡県飯塚市大分950番地
債務者　谷口　倫裕
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４６号
福岡県筑後市大字羽犬塚352番地８
債務者　小林美砂子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３５３号
北九州市八幡西区永犬丸南町３丁目10番14号
債務者　谷口　国文
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３７０号
北九州市八幡西区折尾５丁目５番15―407号
債務者　小島　勝男
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８１号
北九州市八幡東区石坪町13番８号
債務者　川上　寛起
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８４号
北九州市小倉南区津田南町８番18号
債務者　奥野久美子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３２号
鹿児島県枕崎市火之神町277番地
債務者　有川寿栄子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第９０号
長野県松本市並柳４丁目５番Ａ１―16号　並柳団地、前住所長野県松本市清水２丁目11番40号　シティハイム清水Ａ205
債務者　田口　和子（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１０５号
長野県松本市両島11番11号　鎌倉真家団地２号
債務者　清水　　実
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４８号
岐阜県可児市川合853番地３、住民票上の住所岐阜県加茂郡八百津町和知1166番地２
債務者　渡邉　和樹
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１００号
滋賀県彦根市平田町63番地　311号
債務者　門松　孝幸
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５５５号
京都市西京区大原野石作町83番地
債務者　城戸　博次
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９８号
京都市伏見区深草下川原町18番地　グランコート伏見稲荷305
債務者　岩田　髙志
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３７号
京都市伏見区深草下川原町130番地の５
債務者　永楽こと　岩田　治昌
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３８号
京都市伏見区深草下川原町130番地の５
債務者　岩田よし子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６９１号
京都府八幡市八幡軸８番地　２棟102号
債務者　津田　美弥
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６９６号
京都市伏見区羽束師鴨川町74番地１　カーサ・ＩＫＵＳＨＩＭＡ406号
債務者　清家　孝明
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係